

令和8年度 地域別看護職員ネットワークづくり事業 実施要項

1 事業の目的

「地域別看護職員ネットワークづくり事業」は、地域のあらゆる場で働く看護職員がつながることで顔の見える関係を築き、地域を支える看護の連携システムの構築を進めることを目的とする。異なる機関・職種の看護職員が相互の理解を深め、地域の課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを行う。

看護職員がつながり、ネットワークを強化することで、人々が健やかに生まれ育ち、病気や障がいを抱えながらも住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに寄与する。

2 補助対象 支部（取り組みは、市町単位、地区単位でも可とする。）

3 申請手続 地区理事を通じて申請する。

4 対象事業数 1支部、2事業まで可とする。

5 対象経費

(1) 地域での看護職員ネットワークづくりにつながる事業を実施するための経費

(2) 検討会の開催やネットワークを推進するための研修、交流会等を開催するための経費

(3) 実態把握のためのアンケート調査等を行うための経費

〈経費の例〉

① 連携会議、研修会、交流会に伴う**出務者**に対する交通費、会務手当

経路：所属施設～目的地

会務手当：3時間以上1,000円 6時間以上2,000円

※兵庫県看護協会旅費規程に準じる

② 会議室等使用料

③ 講師謝金、講師交通費

旅費、講師謝金等は看護協会の定めた基準に準ずる。

《対象外経費》

食事、お菓子、講師への手土産、備品

会議に伴う参加者の交通費・会務手当は対象外です。

※経費精算については、「地域別看護職員ネットワークづくり事業に係る経費精算について」をご参照ください。

6 補助金の額

1事業の上限は20万円とし、予算の総額との関係で、調整を行うことがある。

7 事業の流れ

(1) 申請書、事業計画書、事業費見積書の提出（令和8年6月～10月末）

(2) 看護協会より事業の実施についてのご連絡

(3) 事業の実施

(4) 事業終了後、1か月以内に成果報告書と経費精算書を送付

（最終期限：令和9年2月末）